

## 単体における事業年度の開示事項

### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円，%)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,439	8,753
うち、出資金及び資本剰余金の額	266	266
うち、利益剰余金の額	8,180	8,494
うち、外部流出予定額(△)	7	7
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	72	95
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	72	95
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,512	8,848
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	42
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	42
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	29	68
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に 関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に 関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	44	110
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	8,467	8,737
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	67,286	64,428
うち、経過措置等によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,821	2,609
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	70,108	67,037
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	12.07%	13.03%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

### 自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本で構成されています。令和6年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てている以外のものは、基礎項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

イ.	信用リスク・アセットの合計額	令和5年度		令和6年度	
		リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
①	標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	67,286	2,691	64,428	2,577
	現金	64,681	2,587	61,022	2,440
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	107	4	157	6
	地方三公社向け	20	0	20	0
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,479	339	9,230	369
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	540	21
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—
	法人等向け	36,112	1,444	35,610	1,424
	中小企業等向け及び個人向け	6,962	278	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	3,633	145
	トランザクター向け	—	—	203	8
	抵当権付住宅ローン	850	34	—	—
	不動産取得等事業向け	7,015	280	—	—
	不動産関連向け	—	—	7,836	313
	自己居住用不動産等向け	—	—	3,603	144
	賃貸用不動産向け	—	—	3,041	121
	事業用不動産関連向け	—	—	1,001	40
	その他不動産関連向け	—	—	188	7
	ADC 向け	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
	三月以上延滞等	124	4	—	—
	延滞等向け	—	—	712	28
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	78	3
	取立未済手形	8	0	10	0
	信用保証協会等による保証付	160	6	154	6
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
	出資等	305	12	—	—
	出資等のエクスポージャー	305	12	—	—
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	株式等	—	—	648	25
	上記以外	4,534	181	2,930	117
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	750	30
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	768	30	768	30
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	93	3	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外のエクスポージャー	3,673	146	1,412	56
②	証券化エクスポージャー	—	—	—	—
	STC 要件適用分	—	—	—	—
	非 STC 要件適用分	—	—	—	—
	短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—
③	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,605	104	3,406	136
	ルック・スルー方式	2,605	104	3,406	136
	マナド方式	—	—	—	—
	蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④	未決済取引	—	—	—	—
⑤	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	0	0	—	—
⑥	CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額 (簡便法)	—	—	—	—
⑦	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,821	112	2,609	104
	BI	—	—	1,739	—
	BIC	—	—	208	—
ハ.	単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	70,108	2,804	67,037	2,681

- (注) 1. 所要自己資本の額 = リスクアセット × 4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。  
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。  
7. 当金庫は、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)  
8. 単体総所要自己資本額 = 単体リスク・アセットの合計額 (単体自己資本比率の分母の額 × 4%)

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させております。自己資本比率は、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

### (3) 信用リスクに関する事項（リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

#### <地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
	区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国内	143,188	147,327	46,472	49,202	55,965	56,801	—	—	854	2,694
国外	18,513	17,109	—	—	18,513	17,109	—	—	—	—
<b>地域別合計</b>	<b>161,702</b>	<b>164,436</b>	<b>46,472</b>	<b>49,202</b>	<b>74,479</b>	<b>73,910</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>854</b>	<b>2,694</b>
製造業	23,322	24,287	2,715	2,899	19,895	20,622	—	—	492	531
農業、林業	269	445	236	413	—	—	—	—	33	32
漁業	39	37	39	37	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	10,155	11,116	8,036	7,815	2,054	2,492	—	—	47	809
電気・ガス・熱供給・水道業	6,936	6,992	5	26	6,931	6,949	—	—	—	—
情報通信業	668	764	50	45	593	683	—	—	—	11
運輸業、郵便業	8,211	8,690	1,308	2,175	6,854	6,427	—	—	—	22
卸売業、小売業	9,463	9,278	4,365	4,418	5,063	4,633	—	—	35	227
金融業、保険業	49,341	47,252	1,439	1,546	16,390	15,557	—	—	—	—
不動産業	11,751	11,034	4,265	4,041	7,114	6,599	—	—	172	204
物品賃貸業	221	223	221	223	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	606	750	606	746	—	—	—	—	—	4
宿泊業	468	446	458	436	—	—	—	—	10	10
飲食業	2,008	2,514	1,976	2,015	—	—	—	—	32	499
生活関連サービス業、娯楽業	967	1,017	967	972	—	—	—	—	—	45
教育、学習支援業	65	44	65	44	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	983	929	983	929	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	2,017	2,056	1,227	1,243	790	775	—	—	—	38
国・地方公共団体等	13,309	14,414	4,520	5,247	8,789	9,167	—	—	—	—
個人	13,012	14,176	12,983	13,920	—	—	—	—	29	256
その他	7,869	7,945	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>161,702</b>	<b>164,436</b>	<b>46,472</b>	<b>49,202</b>	<b>74,479</b>	<b>73,910</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>854</b>	<b>2,694</b>
1年以下	11,147	11,999	8,378	8,265	2,769	3,734	—	—	—	—
1年超3年以下	11,438	15,081	2,516	3,153	8,922	11,928	—	—	—	—
3年超5年以下	19,249	18,607	4,460	3,878	14,789	14,729	—	—	—	—
5年超7年以下	16,249	17,477	5,080	5,056	11,169	12,421	—	—	—	—
7年超10年以下	25,039	24,735	7,893	9,391	17,146	15,344	—	—	—	—
10年超	37,663	34,419	17,982	18,669	19,681	15,750	—	—	—	—
期間の定めのないもの	40,910	42,110	159	786	—	—	—	—	—	—
<b>残存期間別合計</b>	<b>161,702</b>	<b>164,436</b>	<b>46,472</b>	<b>49,202</b>	<b>74,479</b>	<b>73,910</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>854</b>	<b>2,694</b>

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。  
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること  
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと  
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること  
4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。  
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当 増 加 額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	46	72	—	46	72
	令和6年度	72	95	—	72	95
個別貸倒引当金	令和5年度	1,327	1,278	2	1,325	1,278
	令和6年度	1,278	1,304	47	1,231	1,304
合 計	令和5年度	1,374	1,351	2	1,372	1,351
	令和6年度	1,351	1,399	47	1,303	1,399

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度	5年度	6年度
					目的使用	その他						
製造業	507	510	510	449	—	—	507	510	510	449	—	—
農業、林業	18	17	17	15	—	—	18	17	17	15	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	264	251	251	316	—	26	264	224	251	316	—	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	2	2	2	2	—	—	2	2	2	2	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
卸売業、小売業	86	81	81	64	2	20	84	61	81	64	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	142	115	115	116	—	—	142	115	115	116	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	1	1	1	—	—	2	1	1	1	—	—
宿泊業	2	6	6	6	—	—	2	6	6	6	—	—
飲食業	277	278	278	313	—	—	277	278	278	313	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	3	2	2	—	—	—	3	2	2	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	18	10	10	15	—	—	18	10	10	15	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	1,327	1,278	1,278	1,304	2	46	1,325	1,231	1,278	1,304	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	2	—	2,112	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,444	—	6,444	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,299	—	8,299	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	300	—	300	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,575	—	1,575	—	158	10%
地方三公社向け	100	—	100	—	20	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	40,949	—	40,949	—	9,231	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,700	—	1,700	—	540	32%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	69,611	2,857	68,731	318	35,610	52%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	6,675	12,859	6,235	681	3,633	53%
トランザクター向け	—	10,615	—	521	204	39%
不動産関連向け	14,398	—	14,312	—	7,836	55%
自己居住用不動産等向け	9,902	—	9,857	—	3,604	37%
賃貸用不動産向け	3,135	—	3,125	—	3,042	97%
事業用不動産関連向け	1,029	—	1,017	—	1,002	99%
その他不動産関連向け	332	—	314	—	189	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	696	9	679	1	712	105%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	183	—	183	—	78	43%
取立未済手形	50	—	50	—	10	20%
信用保証協会等による保証付	4,439	6	4,439	1	155	3%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	648	—	648	—	648	100%
合 計					58,092	

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。  
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。  
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
	令和6年度															
現金	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	31	-	8	-	-	0	-	-	0	-	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	16	-	-	-	-	-	-	-	-	34	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	0	0	1	-	-	0	-	0	0	-	0	-	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	0	0	1	-	-	0	-	0	-	-	0	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	0	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	20	3	-	48	0	9	-	-	0	-	0	35	-	0	-	-

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
	令和6年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	4	-	-	10	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	69
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	6
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
不動産関連向け	6	0	-	-	0	-	-	2	0	-	-	0	-	-	-	14
自己居住用不動産等向け	6	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9
賃貸用不動産向け	-	0	-	-	-	-	-	2	-	-	-	0	-	-	-	3
事業用不動産関連向け	0	-	-	-	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	1
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
信用保証協会等による保証付	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	0
合 計	11	5	-	10	0	-	3	2	0	-	-	0	0	-	1	156

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載はしていません。

## リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、与信ポートフォリオ管理として自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など様々な角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議により与信運営にかかる妥当性の検証を実施することで、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定マニュアル」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先、及び破綻先に区分された債務者個々に債権の回収見込みを調査し、回収不能額を見積もり算出しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度 格付有り	格付無し
0%	500	18,955
10%	—	2,799
20%	28,953	31,153
35%	800	1,671
50%	36,585	791
70%	400	—
75%	—	6,692
100%	5,637	27,925
120%	100	—
150%	—	37
250%	—	345
1,250%	—	—
その他	—	—
合計	163,348	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCFの 加重 平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	89,258	1,366	10	89,364
40%~70%	43,932	9,730	10	44,315
75%	8,655	1,771	11	8,359
80%	200	—	—	200
85%	10,486	2,167	12	10,054
90%~100%	5,438	693	10	5,276
105%~130%	3,972	—	—	3,967
150%	442	2	10	426
250%	948	—	—	948
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	351	—	—	351
合計	163,686	15,731	10	163,264

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。  
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- 国内企業向けエクスポージャー R & I社・JCR社
- 外国企業向けエクスポージャー Moody's社
- 外国政府及び外国中央銀行向けエクスポージャー カントリー・リスク・スコア

#### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	347	969	9,788	9,977
① ソブリン向け	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—
③ 法人等向け	106	114	—	89
④ 中小企業等・個人向け	237	838	8,387	3,018
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	1,400	—
⑥ 不動産自己居住用	—	—	—	6,696
⑦ 不動産賃貸用(アパロン)	—	—	—	—
⑧ 不動産事業用	—	—	—	—
⑨ 不動産その他	—	3	—	—
⑩ 三月以上延滞等	3	—	1	—
⑪ 延滞債権等	—	13	—	172

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2024年度決算からパーゼルⅢに対応したため2023年度における「⑤抵当権付き住宅ローン」は「⑥不動産自己居住用」「⑦不動産賃貸用(アパロン)」「⑧不動産事業用」「⑨不動産その他」に分類し集計しています。また、「⑩三月以上延滞等」は「⑪延滞債権等」で集計しています。

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。従って、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸付事務取扱規程」等により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「貸付事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、パーゼルⅡで定められた信用リスク削減手法として、適格金融資産担保、貸出金と自金庫預金の相殺、保証を用いています。そのうち適格金融資産担保には自金庫預金積金が該当し、保証には、独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金、三菱UFJニコス株式会社、株式会社クレディセゾン、株式会社信金ギャランティ、全国保証株式会社の保証が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

#### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手が支払不能になることによって損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

信用リスクへの対応としては当金庫が定めた「デリバティブ取引基準」にて各取引先ごとのクレジットラインを設定することにより管理しております。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合  
該当ありません。

ロ. 投資家の場合  
該当ありません。

### 証券化エクスポージャーに関する事項

#### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては有価証券投資の一環として購入したもののみであります。

当該証券投資に係るリスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定めた「資金運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行っています。

なお、オリジネーター業務については、中小企業者の資金調達の一手段としての位置付けと捉えております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称  
当金庫は標準的手法を採用しております。

#### (3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「資金運用基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称  
エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- ・国内企業向けエクスポージャー      R & I 社・J C R 社
- ・外国企業向けエクスポージャー      S & P 社・M o o d y ' s 社

## (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和 5 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	924	924	1,158	1,158
非 上 場 株 式 等	4,931	—	4,444	—
合 計	5,855	924	5,603	1,158

### ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
売 却 益	211	168
売 却 損	3	25
償 却	23	13

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
評 価 損 益	△528	△539

### ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和 5 年度	令和 6 年度
評 価 損 益	—	—

### 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価額を日々把握するとともに、運用状況に応じて常務会に諮った上で投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、原則、債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

そのほか非上場株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金については、当金庫が定める「資金運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングにて把握するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「資金運用基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

## (8) オペレーショナル・リスクに関する事項

### ① リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであるとの認識のもと、組織体制、管理の仕組みを整備しリスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱マニュアル」等の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」等に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

オペレーショナル・リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理会議等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣により理事会等において報告する態勢を整備しております。

### ② オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## (9) リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,086	4,726
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## (10) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,063	5,568	586	560
2	下方パラレルシフト	0	0	△310	△15
3	スティープ化	3,707	4,195		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,063	5,568	586	560
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,737		8,467	

(注) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対策を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度について定期的に計測を行い、ALM会議等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### (2) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
  - ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期：1.25年
  - ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5年
  - ・流動性預金への満期の割当て方法及びその前提：金融庁が定める保守的な前提
  - ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提：金融庁が定める保守的な前提
  - ・複数の通貨の集計方法及びその前提：通貨別に算出した金利リスクの正の値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
  - ・スプレッドに関する前提：割引金利についてはリスクフリーレートを使用しています。
  - ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ に重大な影響を及ぼすその他の前提：内部モデルは使用していません。
  - ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明：当期の重要性テスト（金利リスク( $\Delta E V E$ )/自己資本の額)は基準値である20%を超過しております。
- ② 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該リスクに関する事項
  - ・統合的リスク管理ではVaR(観測期間：5年、信頼区間：99%、保有期間：120日)によりリスク量を計測しており、信用リスクやその他のリスクとともにリスク資本配賦のなかで、許容可能な水準に収まるように管理し四半期毎に開催されるリスク管理会議で報告しております。

## 主な手数料一覧

### 預金関係

(消費税を含んでおります。)

手数料の種類	項目	金額(円)
再発行	キャッシュカード(盗難除く)	1枚 1,100
	通帳・証書・出資証券(盗難除く)	1通 1,100
手形・小切手	自己宛小切手の発行	1枚 550
	約束手形帳	1冊(25枚) 2,750
	為替手形帳	1冊(50枚) 2,750
	小切手帳	1冊(50枚) 2,750

### 融資関係

(消費税を含んでおります。)

手数料の種類	項目	金額(円)
カード発行	事業者カードローン(口座開設時)	1枚 1,100
カード再発行	ローンカード(盗難除く)	1枚 1,100
融資事務取扱	証書貸付実行手数料	1件 2,200
不動産担保取扱事務	事業資金・住宅・消費者ローン	1件 33,000
	追加・一部抹消・変更	1件 33,000
証明書発行	融資証明書	1件 22,000
	債務保証書	1件 1,100
条件変更	住宅ローン	1件 11,000
	事業性融資	1件 22,000
	その他ローンの金利引下、債務者変更、返済方法変更	1件 22,000
火災保険質権設定	公証役場確定日付手数料(700円)含む	1件 1,800
借入金利息支払証明書		1件 550

### その他

(消費税を含んでおります。)

手数料の種類	項目	金額(円)
諸証明書	残高証明書(自動発行)	1通 440
	残高証明書(随時発行)	1通 550
	住宅取得に係る年末残高証明書	1枚 無料
取引履歴照会	検索可能期間(過去15年分)	1枚(5枚まで) 880
		6枚以上1枚単位で 110
株式、出資金払込取扱	保管証明書発行を含む	1千万円以下 3,300
		5千万円以下 $2.5/1000 \times 1.1$
		1億円未満 $2.4/1000 \times 1.1$
		1億円以上 $2.3/1000 \times 1.1$
証券の保護預かり	窓口による国債等	1人当年間 1,320
夜間金庫	月額基本料金	1先 3,300
	入金袋貸与料(本店)	1袋 3,300
貸金庫	全自動タイプ(栗野・中央町)	年間 13,200
	代理人カード発行	1枚 3,300
	カード再発行(盗難除く)	1枚 3,300
信託契約事務手数料	信託金額 $\times 1.0\%$	上限 55,000
	追加信託時 $\times 1.0\%$	" 55,000
補助金・助成金等作成支援(成功報酬)	補助金等交付確定額 $\times 5\% \times 1.1$ (算出後10,000円未満の場合は11,000円)	

(消費税を含んでおります。)

手数料の種類		金額(円)	
両替	1枚から 50枚	無料	
	51枚から 500枚	550	
	501枚から 1,500枚	1,100	
	1,501枚から 500枚毎に	550加算	
	休日	1枚から 500枚	1,100
		501枚から 500枚毎に	1,100加算
※現金の両替の場合 ・「新札」「汚損紙幣・硬貨」「記念硬貨・紙幣」を含みます。 ・一旦入金後の払戻しは両替の対象となります。 ・両替前の枚数または両替後の枚数のいずれか多い方の枚数といたします。 ※口座からの現金払戻しの場合(金種指定) ・金種または新札を指定しない払戻請求書は手数料無料となります。 ・金種には新札を指定しない一万円札は含みません。			
硬貨取扱	1枚から 100枚	無料	
	101枚から 500枚	550	
	501枚から 1,500枚	1,100	
	1,501枚から 500枚毎に	550加算	
	※硬貨を含む入金・振込・公共料金・税金等の取扱いが対象となります。 ※硬貨計数後にお客様の都合により手続きを取りやめる場合にも、原則手数料を頂戴します。 ※夜間金庫契約に基づく入金については無料となります。 ※硬貨を含む各種災害支援金・募金については無料となります。 ※一日に複数回、同時に複数件の硬貨の取扱いは合計枚数に応じた手数料となります。 ※店舗の繁忙状況等により、大量の硬貨の持ち込みをお断りする場合がございますので、事前に窓口にご相談ください。		

## 為替手数料

(消費税を含んでおります。)

手数料の種類		金額(円)	
振込	窓口利用	同一店舗内 (店舗内店舗含む)	3万円未満 330 3万円以上 550
		当金庫本支店	3万円未満 330 3万円以上 550
			他行庫
	ATM利用	同一店舗内	
		当金庫本支店	3万円未満 220 3万円以上 440
			他行庫
法人インターネットバンキング利用 HB(VALUX)利用 ※別途基本手数料が必要です。	同一店舗内	3万円未満 110 3万円以上 220	
		当金庫本支店	3万円未満 110 3万円以上 220
	他行庫		3万円未満 385 3万円以上 550
		代金取立	他金融機関への預金取立等の郵送が必要となるもの
電子交換	電子交換(福井県内の小切手は無料)	1枚 660	
	個別取立(電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送が必要となるもの。)	1枚 1,100	

## 電子記録債権サービス「ご利用手数料」

(消費税を含んでおります。)

手数料の種類		項目	金額(円)
基本手数料	電子債権の発行をご利用の方	月間	無料
	上記以外のご利用の方	〃	無料
ご利用手数料	発生記録請求 (電子債権記録機関) (予約を含む)	1件	440
	譲渡記録請求 (電子債権記録機関) (予約及びでんさい割引を含む)	1件	220
	分割記録請求 (電子債権記録機関) (予約及びでんさい割引を含む)	1件	440

## インターネットバンキングサービス

(消費税を含んでおります。)

手数料の種類		項目	金額(円)
法人インターネットバンキング	総合、給与、取引照会、都度振込	月間	1,650
	取引照会、都度振込	〃	1,100
個人インターネットバンキング	残高・入出金明細照会、振込・振替・税金・各種料金	〃	無料
HB(VALUX)	資金移動、ANSER含む	〃	1,650

(令和7年6月30日現在)

## 信用金庫法施行規則等に定める開示項目一覧

このディスクロージャー資料は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則等に基づいて作成しております。各項目は以下のページに掲載しています。

### 【信用金庫法施行規則第132条開示項目一覧】

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	14
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	14
(3) 会計監査人の名称	14
(4) 事務所の名称及び所在地	71
2. 金庫の主要な事業の内容	12
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	33
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況	
① 経常収益	33
② 経常利益又は経常損失	33
③ 当期純利益又は当期純損失	33
④ 出資総額及び出資総口数	33
⑤ 純資産額	33
⑥ 総資産額	33
⑦ 預金積金残高	33
⑧ 貸出金残高	33
⑨ 有価証券残高	33
⑩ 単体自己資本比率	33
⑪ 出資に対する配当金	33
⑫ 職員数	33
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	52
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	52
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	53
エ. 受取利息及び支払利息の増減	53
オ. 総資産経常利益率	52
カ. 総資産当期純利益率	52
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	45
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	45
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	46
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	47
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の 貸出金残高及び債務保証見返額	46
エ. 用途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	46
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	47
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	53
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	49
イ. 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分)の残存期間別の残高	49
ウ. 有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分)の平均残高	49
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	53

4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	3～6
(2) 法令遵守の体制	3・7
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	31～32
(4) 金融ADR制度への対応	7
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	34～44
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	48
② 危険債権に該当する貸出金	48
③ 要管理債権(三月以上延滞債権・貸出条件緩和債権)に該当する貸出金	48
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	54～66
(告示及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針) — パーゼルⅢ第3の柱に係る開示 —	
① 定性的な開示事項	
※次項②単体における事業年度の開示事項(定量的な開示事項)の各項目に併せて掲載しております。	
② 単体における事業年度の開示事項(定量的な開示事項)	
ア. 自己資本の構成に関する事項	54～55
イ. 自己資本の充実度に関する事項	56～57
ウ. 信用リスクに関する事項	57～61
エ. 信用リスク削減手法に関する事項	62
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	62
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	63
キ. 出資等エクスポージャーに関する事項	64
ク. オペレーショナル・リスクに関する事項(定性的開示)	65
ケ. 金利リスクに関する事項	65～66
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	49～50
② 金銭の信託	51
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	50
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	58
(6) 貸出金償却の額	58
(7) 金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	44
(8) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という)の適切性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認の記名	44

## 【金融機能再生法施行規則第4条開示項目一覧】

1. 資産の査定額	
(1) 破産更生債権及びこれに準ずる債権額	48
(2) 危険債権額	48
(3) 要管理債権(三月以上延滞債権・貸出条件緩和債権)額	48
(4) 正常債権額	48

## 店舗及び現金自動機一覧


(令和7年6月30日現在)



 店 舗  
 出張所

## 営業エリア

福井県全域

店 名	住 所	電話番号	現金自動機出張所
本店営業部	福井県敦賀市本町一丁目11-7	0770-22-3500	アル・プラザ敦賀
		 0120-150996	MEGAドン・キホーテUNY敦賀店
神楽支店	〃 本町一丁目11-7	0770-22-1550	パロー木崎店
松原支店	〃 呉竹町二丁目9-14	0770-23-3215	ワイプラザ・グルメ館敦賀店
粟野支店	〃 市野々町一丁目240	0770-23-4810	
金山支店	〃 市野々町一丁目240	0770-25-7250	
中央町支店	〃 呉竹町二丁目9-14	0770-24-0024	
美浜支店	福井県三方郡美浜町郷市13-4-1	0770-32-0104	
三方支店	福井県三方上中郡若狭町鳥浜49-31-1	0770-45-0072	